

法務局が終活をお手伝いします

預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

手数料は、
1件3,900円です

自筆証書遺言書を作成した本人が、遺言書保管所（法務局の本局・支局）にその保管を申請することができる制度です。

- 大切な遺言書を法務局で保管します。
（破棄・改ざん・隠匿・紛失・亡失等を防止できます。）。
- 相続開始後、遺言書の内容を相続人等に確実に伝えられます。
- 相続をめぐる紛争の防止に役立ちます。



遺言書ほかんガル

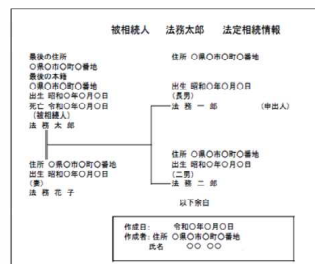
各種相続手続で利用できます！

法定相続情報証明制度

必要な通数を
無料で交付します

登記所（法務局）に被相続人の戸除籍謄本や相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）等を提出していただくと、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度です。

- 手続の手数料は一切無料です。
- 複数の提出先に同時に提出できますので、各種手続の時間短縮につながります。
- 一覧図の写しは、預金の払戻し等の多くの手続に利用できます。法定相続情報一覧図（例）



放置しないでください！

相続登記

詳しくはこちらを
クリック！



相続登記とは、不動産の所有者が亡くなったときに、不動産の名義を相続人に変更する手続です。

令和6年4月1日から
相続登記の申請が
義務化されました

■相続登記を放置すると…

- トラブル例
- ・相続が2回以上重なると、相続人の人数が多くなり、調査だけで相当の手間と時間が掛かります。
 - ・普段、付合いのない遠い親族同士で話し合いをしなければなりません。
 - ・相続の手続に時間が掛かると、例えば相続した不動産をすぐに売れない等の弊害も生じます。

■現在、不動産の価額が100万円以下の土地は、相続登記の登録免許税が免除されています。大変お得ですので、今のうちに手続をしましょう。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

終わることは託すこと。

ハッピーエンドを迎える準備を始めましょう。

自筆証書遺言書保管制度のはなし



あなたの大切な遺言書を法務局（遺言書保管所）が守ります。

遺言者にとって

- ◆遺言書の紛失・亡失を防ぐことができます。
- ◆遺言書の破棄・隠匿・改ざん等を防ぐことができます。
- ◆民法の定める形式に適合するか、外形的なチェックを受けることができます。
- ◆原本に加え、画像データとしても、長期間、適正に管理されます。

遺言書を預ける → 返してもらう

（保管の申請）

（保管の申請の撤回）

閲覧

変更の届け出

（住所等の変更の届け出）

相続人・受遺者にとって

- ◆相続人にとって大きな負担となる家庭裁判所での検認手続が不要です。
- ◆相続開始後、遺言書保管所から、遺言者が指定した相続人等宛てに、法務局が遺言書を保管していることをお知らせします。
- ◆全国どこの遺言書保管所でも、モニターによる遺言書の閲覧や、遺言書情報証明書の交付が受けられます。

遺言書が預けられているかを確認する

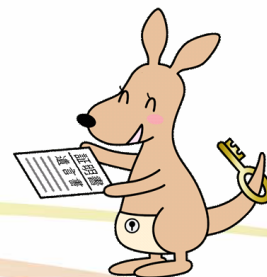
遺言書の証明書取得

閲覧

通知を受け取る

保管の申請に必要なものは？ ※手続に当たっては、必ず、遺言者本人が法務局にお越しください。

- ◆自筆証書遺言書
（用紙は、A4判サイズ、片面で、とじたり封がされていないもの）
- ◆保管申請書
（法務省指定の様式）
- ◆添付書類
（本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写しなど（作成後3か月以内））
- ◆本人確認書類
（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書）
- ◆手数料（1件3,900円）



遺言書ほかんガルー

どこの法務局で保管申請できるの？

愛媛県内に住所又は本籍を置いているか、愛媛県内に不動産を所有している方は、愛媛県内の法務局（砥部出張所を除く）のどこでも申請できます。